

定価（消費税込）一箇年 一七、六〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

号外第二十二号

令和七年

六月十九日

木 曜 日

目 次

規 則

○山梨県個人番号の利用等に関する条例及び山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………一

規 則

山梨県規則第三十七号

山梨県個人番号の利用等に関する条例及び山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和七年六月十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県個人番号の利用等に関する条例及び山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山梨県個人番号の利用等に関する条例及び山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和七年山梨県条例第四号）附則第一号に掲げる規定の施行期日は、令和七年六月二十日とする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番